

平成十六年農林水産省令第十号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令  
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第三十二条第三項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令を次のように定める。

(立入検査等を行わせる職員の条件)

- 第一条** 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「法」という。)第三十二条第三項に規定する農林水産大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、農学、獣医学、畜産学、水産学、化学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上、次の一から二までに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに規定する業務に従事した経験を有する者
  - イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員、農林物資の検査の業務又は肥料、農薬、飼料及び飼料添加物若しくは土壤改良資材の検査の業務その他これらに類する業務
  - ロ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の職員、農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査の業務その他これらに類する業務
  - ハ 独立行政法人畜改良センターの職員、家畜の改良及び増殖の業務又は飼料作物の種苗の検査の業務その他これらに類する業務
  - ニ 国立研究開発法人水産研究・教育機構の職員、水産に関する試験及び研究、調査、分析並びに鑑定の業務その他これらに類する業務
- 二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において農学、化学、工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、三年以上、前号イからニまでに規定する業務に従事した経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- (報告)

**第二条** 法第三十一条第四項の規定による農林水産大臣への報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 法第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)の相手方の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - 二 立入検査等を行った年月日
  - 三 立入検査等を行った場所
  - 四 立入検査等に係る遺伝子組換え生物等の種類
  - 五 立入検査等の結果
  - 六 その他参考となるべき事項
- (身分を示す証明書の様式)

**第三条** 法第三十二条第一項の規定による立入検査等をする職員の携帯する法第三十二条第五項において準用する法第三十一条第二項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

- この省令は、法の施行の日(平成十六年一月十九日)から施行する。
- 附 則(平成一六年四月一日農林水産省令第三〇号)
- (施行期日)

**第一条** この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令別記様式による職員の身分を示す証明書は、この省令による改正後の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令別記様式による職員の身分を示す証明書とみなす。

附 則(平成一九年三月三〇日農林水産省令第三〇号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年三月二七日農林水産省令第一八号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年三月三〇日農林水産省令第二二号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

## (経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

## 附 則（令和三年四月一二日農林水産省令第二九号）

## (施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

**第二条** この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令別記様式（次項において「旧様式」という。）による職員の身分を示す証明書は、この省令による改正後の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令別記様式による職員の身分を示す証明書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

## 別記様式（第3条関係）

(表)

(裏)

第 号	
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第5項において準用する同法第31条第2項の身分証明書	
写 真	職名及び氏名  生年月日 年 月 日  年 月 日発行
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長、 独立行政人家畜改良センター理事長、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 又は国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長	

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(抄)	
(立入検査等) 第31条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入りさせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。 2 当該職員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。 (センター等による立入検査等) 第32条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「センター等」という。)に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入りさせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。 一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構 農林水産大臣 二・三 (略) 2 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前項の規定によりセンター等に立入検査等を行わせる場合には、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、立入検査等を行いう期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。 3・4 (略) 5 第1項の規定による立入検査等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。 第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第31条第1項又は第32条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。